

特110

764

日本農民組合山陰聯合會
パンフレット 第二編

土地と農民之權利

湯原彦三著



始



自序

小作人に農民運動の必要であり、目下の最大急務であることは、
今更私が述べる迄もなく世間周知のことでもあります、

私が昨年春歸郷し我山陰に日本農民組合山陰聯合會設立に聊か努
して以來各地に講演會或は座談會にて農民組合の必要に就て宣傳し
て歩いたのでありますが多小其の効果もありまして争議に對して
作農民の遣方も幾分改良せられた點もある様に思ひます、それは小
作農民の自覺によるのであります、其の自覺をさすにはどうして
も農民の現在の境遇に在る理由なり又今後の方針に就て考へなけれ
ばならないのであります、元より私は學者でなければ智者でもあり
ませんが今迄此の農民運動に参加し實地争議にも參與し研究もし先

大正 13. 6. 6
内交

輩の意見も聞きし處を口だけでいふても到底一々記憶することは困難であらうと思ひましたので此度極く簡單に解り易く綴つて小作農民の諸君に讀んで頂きたいと思ひ此の土地と小作人といふパンフレットを出したのであります幸に多少でも諸君の御参考になることがあれば望外の幸ひであります猶ほこんな小冊子にては充分に思ふ事も書けないので諸君にも疑問の點や其他國民問題について解らないことがありましたらごしゝ遠慮なく御相談下さい私にて出来るだけの盡力は致します又私で及ばないことは顧問辯護士とも相談して諸君の爲め犬馬の勞を取ります

大正十三年一月

日本農民組合山陰聯合會

主事 湯原彦三

國家の危期

世界大戦争前迄は世界第一の強國と云はれた獨乙がしかも自國內には一步も敵兵の侵略を許さず剩へ敵地を深く攻略し戦には勝乍ら最後にはあの惨めな戰敗國の憂目を見たのは獨乙の食料品即ち糧食の欠乏を最大なる原因と云はねばならない。

翻つて見るに我國には國民の主食糧たる米の生産は年々不足で國民を養ふだけの生産がない。

外國米は年と共に多く輸入せらるゝのではないか。
其上年々人口は七拾萬近くも増加して行く。
丁度神戸市以上の人口が年と共に増加してゆくのだ。
併して我國は山國で耕地は甚だ小さい其上今や一万七千七百八十八町歩

の耕地は地主に返還せられ其内九千町歩は荒廢に歸しつゝあり（大正十一年帝國農會調査）今假に米價參拾五圓と見積つても此の荒廢地の爲め國家は毎年八百萬圓の多額の損失になるのだ

我國には開拓して行くべき土地は多くある。或學者の發表によれば二百萬町歩あると云ふではないか。

今諸外國に於て國土の面積に對する耕地面積の割合を見れば左に示す通りである。

佛國	五割	英國	二割二步
獨乙	四割九步	瑞西	一割八步
伊太利	四割八步	日本	一割五步二厘
即ち	瑞西の如き山國に於ても一割八步の耕地があるにも係らず。		

獨り我國に於ける耕地面積の割合は一割五分二厘に過ぎない、

或る學者は我國に於て新地を開墾すれば米の産額を二千萬石位増加することは困難でないと云ふて居る。

然るに僅か一割五分二厘の耕地でさね年々と荒廢に歸しつゝあり此傾向が丁度秋の枯草に火を點じたる如く。全國を風靡せんとするは誠に國家の爲め寒心の至りである。

見よ太平洋の向ひ岸の米國は虎視たん／＼として、我國の門戸を伺ひヒリツピンには軍港を築き。英國はシンガポールに之又軍港を築かんとし。翻つて隣國支那の四億の民は排日問題を持つて我國人を誑ふ。

外米を輸入することは平時に於て何等差支へなきことであるけれど

も。一朝にして吾國が封鎖せられんか、忍ち外米の輸入は跡絶し食料品は欠乏し。如何に強力な軍隊ありと云へども。

丁度獨乙の様な境遇に立至るのは火を見るより際かである。

吾國は現今又は將來商工業立國主義だと云へど國民を養ふだけの食料品は國民を養ふだけの米は如何にしても自給自足をやらねばならない然らば此園田の放棄せられんとする傾向抑止するのは國家のため社會のため、農民の義務たるのみならず、我國小作農民の奮起を要する重大問題である。

○地主の引合はない理由

地主は善く口癖の如く善く云土地持つても引合はない之も一理ある様であるが、併し乍ら現今地主の引合はないと云ふのは少し算盤の

入れ方が間違つては居まいか、

なせなれば地主階級の引合はないと云ふのはあの歐洲大戰以來六十何錢迄米價は上り爲に土地の賣買價は彼等が勝手に釣上げて然も大戰後米價は五割近くも下つても其割に下げないで之の高價な土地の賣買價格を基とし小作料を利潤とし計算するから他の銀行會社の株券等の利廻りと比較したら引合はないと云ふ道理である

併し乍ら之は地主階級即ち資本家階級が參百圓する田地は四百圓に買はふ、おれは五百圓で買はう、自分は八百圓いや九百圓と云ふ具合に金持同志が釣上げた價格で何等小作人はあづかつて知らん事だ爲に我國の水田一反歩の價格五百九拾五圓（大正十二年勸銀調査）平均にまでなつた

小作料は幾ら搾取するか全國平均大正十一年水田實收小作料左に示さん(勸銀調査)一反歩

上田	一石四斗一升
中田	一石一斗一升
下田	八斗六升

今假りに中田小作料を米價參拾五圓と見積ると參拾八圓八拾五錢となる穀物栽培地一反歩の借地料が四拾圓近いとは全世界に其の比が無い此の世界一の高價な小作料を取り乍ら地主は引合はない／＼と云ふて居る幾ら小作料を取つても地價をすん／＼上げて行けば引合はないのもむりもないことだ併して現今の様な高價な地價で買入れた地主は全國では一割にも足らない多くは昔無價値に比しい事で手

に入れた地主が多いではないか明治の初年には酒樽付の田地と云ふて多少の金さね付けて貰つた土地もあつた

地主の引合ないと云ふのはあまり地價が騰貴した爲引合はない即ち自分等が勝手に評價を高くした爲である今假りに地價を法定地價迄下げて見よ現今の小作料は十割内外の利潤となるではないか世界一の借地料を取り乍ら引合はないとは餘り虫が良すぎはせぬか即ち地主の引合はないと云ふ事は餘りに土地の賣買價格が高いからで最少し評價を引下げて見よ必ず引合ふ事になる。

○小作人の引合はない理由

小作人が引合はないと云ふ事は私くしが論ずる迄もなく政府も識者も小作人もよく御存じの事と思ふ即ち生産費より米價が下位にあ

ると云ふ事だ生産費を少くするか米價を上るか二つより方法がない
 誰か養蠶する百姓が絹織物を買ふ時に自分の賣つた繭の相場に労働
 賃金を加へた相場で買ひ得る百姓ありや現代は資本主義經濟組織の
 世の中である繭を作つた百姓よりも布を作つた労働者よりも資本を
 出した資本家は資本と云ふ権利があるばかりに利子を得る以上な利
 益を得るに吸々として居る

即ち百姓が引合はないで貧棒すると云ふ事は自分の購入する肥料
 も農具も其他の機械器具も被服も飲料も子供の教育用品凡て自家
 以外の産物を百姓が労働賃金を切れ込まして生産した米を供給して
 居るからと云ふて決して彼等はそれを生産する労働賃金と原料代で
 は賣つては呉れないこれが生産原價の四割五割多きは十割以上も利

子と利潤を拂はなければ得る事が出来ない誰か資本家が一反の布を
 製産するに原料代拾圓労働賃金五圓機械器具の損失貳圓合計拾七圓
 で布を賣出す資本家ありや必ず其の布が市場に出れば貳拾五圓も參
 拾圓も出さなくては百姓の手には被入らないのであらふ即ち百姓が
 貧棒すると云ふ事は米を作ると云ふ事より利子と利潤と小作料を作
 るに忙しいから貧棒するのである

我國は外國の様に廣大なる耕地が少い爲大農法を行ひ機械の力に
 より少人数で多くの土地を耕し生産費の節約すると云ふ事も一寸六
 つヶ敷そんな事になればそれこそ多くの小作人は職を失ひ天下の大
 問題となる今假りに鳥取縣西伯郡巖村聯合會支部調査稻作一歩收
 支概算表を左に示さん

平年作に於ける小作田收支計算表

▲支 出 苗代の部 (男女平均一日壹圓七拾五錢)

耕作人夫賃	六歩	一、〇五〇
肥料代 紫雲英五貫匁磷酸 五百匁草木灰一斗		、四一〇
撰種、播種、人夫賃	二歩	、三五〇
鹽水撰用鹽		、一〇〇
灌溉、害虫驅除人夫	六歩	一、〇五〇
本田の部		
垣肥用藁	五百把	三、〇〇〇
積出、堆肥積、人夫	七歩	一、二二五
荒起、塊返、切込、代	牛耕三人	九、七五〇
肥料購入、粉碎、運搬	二歩	、三五〇
頭耕、金肥、堆肥、施肥人夫	九歩	一、五七五
肥料代(大豆粕、碎賃、金利息)		七、八〇〇

乾田打人夫 一人五歩

二、六二五

口浚へ堰き上げ跡戻芝置 一人一歩

一、九二五

右用諸雜材料

二、二〇〇

畦切り畦塗り人夫賃

五歩

、八七五

苗取り、田植人夫賃

三人

五、二五〇

中耕人夫賃

五歩

、八七五

除草人夫賃

五人七歩

九、九七五

水見廻人夫賃

九歩

一、五七五

稗切り、畦草刈人夫賃

五歩

一、八七五

害虫驅除人夫賃

一歩

、一七五

田乾人夫賃

一歩

、一七五

わいそ藁

三十把

、一八〇

稻刈人夫賃

二人三歩

四、〇二五

稻架からみ稻かけ人夫

一人六歩

二、八〇〇

取入、扱落、調製	六人一步	一〇、六七五
俵及繩代	二人一步	九七〇
小作米納入人夫	五步	八七五
小作料	一石二斗五升	三七、五〇〇
農具及農舍損料償却費		一、一〇〇
耕作用具一切		一、一〇〇
運搬用具一切		六〇〇
調製用具一切		一、七五〇
諸雜用具一切		一九〇
稻架材料及繩代		一、九五〇
蓑、笠類		二二〇
農舍修繕及償却		二、二五〇
●支出總計		一一六、二七〇
▲收入		七二、〇〇〇
收穫米二石四斗		七二、〇〇〇

藁 八百四十把

石糠、しいら

●收入總計

▲差引參拾八圓六拾四錢

●人夫賃一日金四拾八錢七厘 (ナレバ損ナシ)

●米一石の生産費四拾八圓四拾四錢五厘

◎二重搾取である表裝及込米は除外せり

備考宛口米 最高一石七斗 最低八斗

五、〇四〇

五九〇

七七、六三〇

一反歩の損失でも斯の如し今假りに一町歩の小作人ありとして彼の収益は幾位に成るや假に一町歩で八十俵の米を得たとしても四十俵は地主に搾取せられ殘米四十俵の内二十俵を肥料代に拂ひ殘米二十俵の内農具の欠損やら人夫賃の多少でも拂つたら一町歩の耕作し

て何程の利益ありや

小作人の多くはこの損失を副業したり他の労働して埋合せ働いてもくても米を作り乍ら米の飯はおろか麥飯に腹鼓がうてない理由は此所にあるのである

○地主の土地開放

地主の小作料収入から計算した土地投資の利潤は他の投資に比して甚だ低級である即ち利益が少い或る學者の統計に依ると公課を拂つた残りは三分二三厘と云ふ事である利息の一番少い銀行利子でも五分五厘もくれる世の中に三分や三分三厘の利潤では地主も田地持つても引合はない

併し乍ら地主が土地を賣放さない二つの大きな理由がある

(一) 農村に於ては土地所有面積を持つて社會的地位の尺度として土地を賣放せば社會的地位の下る様な氣がして賣放さない事
(二) 先祖傳來の田畑を賣放すことは祖先の名譽上苦痛とする所である

即ち多くの所有者は此理由に依り土地を手放す事を好まないのだから併し我國の如く耕地の少い所で一人が大面積の耕地を所有して居るのは全く不自然であると云ふので地主の内でも先覺者は續々小作人の前に開放するものが現はるゝに至つた

東京の有島武郎氏、山梨縣の若尾幾造氏、静岡縣の高橋惟兵衛氏、栃木縣の土屋長藏氏、山形縣の國井門三郎氏の如き之が實行して居る。併し地主の中には社會奉仕の美名のもとに土地買逃をやる者もあ

る。

小作人は地主のワナに掛つてはならないまして借金迄して此銀行
 利子にも及ばないを求めるとは考へ物である

彼等地主階級は此銀行利子にも及ばない土地を手放さないと云ふ
 ことは彼等は社會的地位の必要上土地を手放さないのである
 社會的地位の何等必要のない小作人が唯だ昔よりほしい／＼の餘
 り目下の如き社會的價値彼等地主が勝手に賣買する標準により土地
 を求むるのは禁物である決して彼等に偽られてはならない。

◎土地國有論

土地は自然のものである人の力により作つたものにあらず丁度
 空氣や水や光線の如く。

神より人類が將又生物が各々其恩恵を蒙るべき自然の恩恵である
 然るに現代に於ては丁度封建時代の大名の如く多くの土地は不勞地
 主階級に私有せられて居る我國二千五百万人以上の小作人此多くの
 民衆は土地無きに苦しみ働いても働いても貧棒は追付く稼ぐに追付
 く貧棒なしとは我々農民にはあてはまらないのだ

我等は民衆の爲國家の食料問題解決の爲土地國有を叫ぶ者である
 見よ鐵道も電信も都會に行けば電車も皆國有又は市有即ち公物では
 ないか爲に民衆は多大の利益を得て居る又水力電氣事業の如きも社
 會國家の公有物とせねばならない吾國の地勢が水力電氣を起すに甚
 だ便利である吾國の地勢は中央に山脈を有し日本海及太平洋に向つ
 て急激なる傾斜をなして居るこれが爲め急激に日本海及太平洋に向

つて水は奔流するこれが爲め吾國では容易に水力電氣を起す事が出来るけれどもこれと同時に我國は奔流のため屢々洪水の災害を受ける急流の爲め堤防を破壊せられ田畑を荒される場合が少くない故に中央政府地方政府が此の復舊工事のため年に支拂ふところの土木費は四五千萬圓にも及ぶと云ふ即ち國民全体に此の負擔はかゝつて來る併し其の急流のあるため國民は年に數千圓萬の負擔をなし此急流ある爲め電氣會社は利益を得る。全く水力の利益は少數の資本家に奪はれて居ると云ふ状態である。併し乍らこの電氣事業も追々と公有とすべく政府は何時にても電氣會社を買収する事も出来る權利を多くは持ち又會社も買収に應せなければならぬことになつて居る。

獨り土地國有論の準備を國家がやらないと云ふ事は種々と議論もあらずが無循も甚太しい一部論者は地主階級は多くは何十年前にすでに土地の元利共得て居る。

自から耕す農民に全部無償で開放し明治維新の廢播置縣に依り三百の諸大名が國家に領土を返還し榮爵を得たる如く。現代の地主階級を國家的に名譽的に表彰し精神的に優遇し耕地は耕す人に無償で開放説を唱へる急進論者もあるが

せめて土地國有には致したきものである

現今我が國の土地を法定地價で國家が買収するなれば拾億圓内外で買収が出来るは或る學者の發表である。

大多數の地主は明治維新の社會改造當時現今の法定地價以下で買

收したものでないか今や農民組合の運動の火の手は全國を風靡せんとする常態で地主は受太刀となり氣の毒な状態に陥つて居る今更彼等の口から土地國有論を聴くことは實に以外とするところであるけれどもこれによつても我々の主張が正當であることが充分察せられる。

各政黨屋も政府當局も小作人を自作農にすると云ふことに意見が一致したやうだ。

これは根本的解決法であつて、何人も意見のあるべき筈はない、唯だ其實行方法如何にありだ？

政府當局が地主から土地を買収して、これを年賦支拂法で小作人に賣渡すには多額の資金を要するから。

先づ毎年一萬一千九百町歩の田畑を買収すると云ふのが農商務省の原案である。

これに據れば現在の小作地二百八十萬八千四百町歩を全部買収するには二百三十六年を要する。

一方自作農は年々一萬戸づゝ小作農となり丁度政府が地主より買収し、小作人が政府より年賦支拂法で耕地賣渡しを受け、自作農になるだけは、自作農が小作人と變つて居る。

此れ即ち政府當局の有名な自作農創定二百三十六年計畫である現今の農村問題は極めて切迫して居る問題で決して十年や二十年と云ふが如き長年月間猶豫すべき性質のものはない。

こんな自作農創定案には賛成は出来ない。

政府が近頃の農村問題に驚ろいて今日慌て、小作人に拂下げの名目のもとに現今の評價で土地買収を行ふとは單に地主の懐を肥やすだけで同時に小作人に比較的高價なる土地を買はせることになる、小作人を救済する名目の下に不當なる利益を地主に與へることは全然社會政策の精神に違反して居る

私共は土地國有の倫據として賣買地價が餘りに高價に過ぎるから土地の評價を下ること米公營を施行し米價の安定を計り投機的分子を除去する事

土地に累進税を設け一町歩より二町歩二町より三町と所有地が多くなればなる程税金の率が上る方法にする事等必要の最たるものである

○組合の必要

百姓して居ては喰ふことが出来ぬとか百姓程儲からない馬鹿らしい仕事はないとか云ふのは熱のない農民の痴聲である。

自ら喰ふ方法もせず二千年來の舊式の習慣を墨守し斯の如き農民の人間らしき生活の出来ないのは自ら招いた罪である昔より大名と云ひ武士と云ひ地主と云ひ直接米を作る爲に働かないで多量の割前を取る権利を持った階級が此の世の中へ出現して以來百姓の貧乏と云ふ事が始まつたのだ、

そして百姓は殺すべからず喰すべからずと云ふ様に搾れるだけ搾つた。

この苦痛を取除く爲に種々な運動が行はれた、併し乍らそれは何時も組織の無い一揆であり暴動であつたが直に壓迫せられ何等得る處もなく効果もなかつた

昔世の中を支配した武家大名が少しも生産的に働かないで大名の名に依つて五割内外の割前を取上げあの豪華な大名生活を維持して居た、そうして士農工商だと云ひ百姓を國の寶といひ農民を武士の次にしたが百姓が一番貧乏であつた。

併し明治維新後は四民平等で武士も百姓も町人も同じ自由の權利を與へたがあの維新の改革のごさくさ紛れに權利を上手に得た者が今の地主となり資本家となり丁度昔の大名の如く自ら働きもせず農民の作つた米を五割六割と取上げ甚だ敷は七割近くも昔以上の年貢

を取立てるのだ

私は農村に運動してよく老小作人より耳にする、昔は年貢として生産した米の約五割取上げられたがそれは税として取られた

然るに現今は地主さんに六割近くも取上げられ其上年々種々な税金は拂はねばならん昔より、より以上負擔せなければならぬ云々斯の如く昔の大名といひ現代の地主といひ大なる力のあるのはこれは武士の技倆の優れて居たからでもなく現代の地主の技倆が優れて居るからでもない此は凡て組織の力では組織の力には組織を以つて對抗しなければ組織のない暴力を以て組織のある権力には勝つ事は到底出来ないのだ、

徳川封建時代には士農工商といふて商工人を一番辱めた、然るに

明治維新の社會改革後の彼等商工人の努力を見よ。

廢播置縣以來武士は軍人となり商人となり武士の中でも一番のんきな人は百性となり農民も百性が一番のんきだといふて居たではないか、見よ彼等商工人は皆組合を作り酒屋は酒同業組合を作り印屋は印鑑組合を作り床屋さんでさね理髮組合を作つて自分等の賃金の統一を計り労働時間の制限さねして自分等の生活の安定を得て居るのではないか

我が國人口の七割は農村に居住し其又七割は小作人である、然らば三千万人近くの小作人があるはずである、然るに之の國民の過半数を占る小作人に組織だつた組合がないといふ事は小作人自身を今日の様に悲境に落入しめたる最たる原因といはなくてはならない。

農民組合は唯單に地主虐じめの組合で地主に對して宛米輕減運動ばかりが仕事でない。

それはほんの何十分の一かの小さい仕事だ、小作米輕減運動は地價を下落さす手段としての運動であつて地主がいよゝ引合なければ土地を賣放す觀念を起す

賣手が多くなれば多くなる程地價は下落する、地主に二割や三割年貢米を輕減して貰つて小作人が何程有福になるや、

三割や五割年貢米を輕減して貰つて農村問題が解決した様に思ふは、大なる誤解がある小作米輕減より以上の仕事がある。

小作組合で消費組合を作つて肥料でも農具でも日用品に到る迄で商人の手を経ず直接製造家より購入するのも方法でしよふ、そうし

て中間の搾取者を排除する、

彼等商人は製造家は問屋へ問屋は卸屋へ卸屋はプロカーにプロカーは小賣人にと。

幾つかの手を経るそうして彼等は其間にて何物かを捕かますには通さないのである

諸君が團結したなれば何事でも出来るのだ。農會でも村會でも縣會國會ごし／＼諸君等の組合の團結に依り代表者を送つて小作人に有利な規則法律も作る事も出来其他如何なる有利な手段を取る事が出来るであらふ。

人の事でない御互に吾々の重大問題である、吾々は如何なる壓迫、如何なる迫害、如何なる誘惑あるとも斷呼として相愛扶助の團體を作らねばならない。

○小作人の権利

農は國の基なりといふ如何に我國の工業が發展した商業が發達したとて遠き將來は兎も角現在に於ては農業が我國の基となつて居る

農民なくしては何事も出来ない國家の基礎である

此の貴ぶべき農民が農事を怠り又總ての田畑を放棄せんか、實に國家の一大事である

近來稍もすると此の傾向のあるのは國家の爲め寒心に堪わざる次第である

政府當局及一部特權階級（地主及資本家）は現在の小作争議を如何に觀察なしおるや、凡そ人間が各々自覺し此れが正當なる事だと思ふ時は絶大なる權力又は武力を以て是を壓迫すると雖も人間の思

想は権力や武力で慎定するものでない、壓迫すればする程其の反動力が強く彼等をして益々辛辣なる思想を將た又其の行動を起さしむるものである。

彼の強大なる露國ロマノフ帝國の滅亡は如何に、わが國に於ても最近大正七年の米騒動は如何に、又近來頻々たる労働爭議小作爭議は如何に無智なりと思ふ農民及労働者の思想は國家を左右すべき素質を有するのである。所謂禍は下よりといふのは口實ではない

抑も土地そのものたるや人間の力や金で造つたものでない。

天然に人類が神より授つたるものにして昔は御互人類の共有物であつた。元來人間は自然に生じて居た動物や植物を取りて衣食住の材料にしてゐたのであるが動物を飼ひ植物を栽培する事即ち牧畜と

農業を知つてより衣食住の材料も豊富になつた。

處が田や畑を作り牛を飼ひ羊を飼ひ鶏鳥を飼ふことを知つた以上は勢力のある人間が不勢力なる人間を使用するのは自然の成行で最初は他人種間他部落間の人間が争ひそれに勝つても負けた奴を追ひ逃すか殺すより外に知らなかつたのである。

殺したり追逃すより此を捕へて置いて働かせる方が利益であるを知つて牛や馬と同様に追ひ使ふことになつた此れが即ち奴隷の初まりである。

奴隷が多く出来てから農民も急に進歩した此の奴隷も最初は一部落一種族の共有でたれの所有ともなく村民全体の所有であつたが後に段々と一部少數の人が自己の所有となしそれと同時に共有であつ

た、田や畑も矢張り一部少数者の所有となつた。

於此共有制度が私有制度に變つたのである。

其後世の中が進むに従ひ人口は増加する田畑はそれがため狭くなる従つて奴隸よりも即ち牛馬の如く使ひつゝ又賣買せられつゝあつた人間よりも土地の方が大切になつたつまり人間を所有するよりも土地を所有するのが有利となつた。

それから後は土地領有制度が始じまつた即ち中世のわが國に於ての封建時代がそれである。中世の諸大名が此處より此處迄は自分の土地此處より此處迄は誰の土地と定めて加賀の前田は百万石鳥取の池田は三十餘万石といふ様に土地を領有し百姓の作つた米を凡そ五割も取上げて居たのである。

そして武士を養ひ領地の奪ひ合ひをし又自分の領地を治めて居たのである。

然るに明治維新になつて世の中が變り廢播置縣となり諸大名の領有して居つた土地は全部時の政府に返還したのである、然るに時の政府が方針を誤つた爲め又一面財政上困難なためか二足三文で賣り放つた東京の市街に赤のマル線を書いて赤い線の内は坪二錢五厘赤線外は二錢で賣つたとのことである現今に於ては明治維新の際二錢や二錢五厘で賣つた土地が坪貳千圓參千圓で賣買せられつゝあると驚くべき地主階級の不勞所持即ち何等働らかずして得たものである。併して一坪の土地に於て月數圓の借地料を取つて居るのである。數十年前に銀行に五拾圓の預金をして居ても年々利子を引去つて

取つて居ればやはり五拾圓の金である。

一ヶ月數圓の利子となるべき借地料を取つて居るのであるから幾等物價が高くなつて居るといふものゝ一ヶ月の借地料で元も利も有に餘りあるはずである。

人口が多くなるに従ひ土地の奪ひ合ひをする百圓の土地は貳百圓參百圓と益々高くなつて行くのである。

此れ即ち社會的の恩惠であつて一部少數の人が得るべき利益ではない、土地は國有としこの利益は國民大數の民衆の受くべき恩惠であるべきである。

封建時代でさね百姓の年貢米は國家を治める費用となつて居たにもかゝわらず現代の地主は如何に此の神聖なる土地を昔の大名の如

く私有し其の收穫の凡そ五割は多くの小作人より搾り取り國家には其の一部分極く僅少税金として納入するのである。

一例を示さば地價四拾圓として

地價一反歩收穫 二石八斗

小作料一石四斗 四拾九圓(地主の收入)

地 租 壹圓八拾錢(地主支出)

附加税 戸數割其他七圓六十八錢(同)

差引參拾九圓五拾貳錢

即ち彼等地主階級は總收入の八割以上は彼等の生活費となり彼等の娛樂費となり彼等の財産擴張費と迄なつて居る。

彼等は勞せずして安樂に生活をなし娛樂を恣い儘にし加之財産の

擴張をなしつゝあるのだ。元々人類が神より授つた土地を或一部少數の階級者が所有するのは自然に反し殊に封建時代に諸侯に土地を領有せられ専制なる治下にあり塗炭の苦しみに落ち入り浮ぶ瀬のなかつた。小作人は再び地主といふ第二の大名のため塗炭の苦しみを受けてゐるのである。

彼等特權階級者が二千餘年の歴史を誇り帝國主義を高唱なして如何に巧妙に宣傳なす其世界の**大勢**は如何とも策す術なきもので此の**大勢**に順應せず逆行すれば必ず彼等の滅亡を覺悟せなければならぬ。

自ら耕作するものが耕作する土地を所有するのは**自然**の法分であり且又**權利**である。

此の**自然**に逆ひ**權利**を侵害したものであらば此れを驅逐し**權利**を取戻すのは農民として當然な義務であり**權利**である。

大正十三年四月廿五日印 刷

大正十三年五月廿五日發行

壹部定價

金拾五錢

鳥取縣米子町角盤町二十二番地

編輯兼 湯原彥三
發行人

松江市白濁本町六十三番地ノ内七

印刷人 田中虎市

松江市和多見町三十一番地

印刷所 田中活版所

鳥取縣米子町角盤校前

發行所 日本農民組合山陰聯合會

終

